

平成20年5月22日

於 教育委員会室

平成20年5月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成20年5月大和市教育委員会定例会

平成20年5月22日(木曜日)

出席委員(4名)

2番委	員	長谷川	愛子
3番教	育	山根	英昭
4番委	員	奥原	美帆
5番委	員	鈴木	健次

事務局出席者

教育総務部長	山口	進	総務課長	井上	純一
学校教育課長	大澤	一郎	保健給食課長	浜田	和博
指導室長	中村	敦	教育研究所長	伊藤	恵子
生涯学習部長	熊谷	薫	社会教育課長	堀内	一雄
スポーツ課長	林	武人	生涯学習 センター館長	小方	明
青少年 センター館長 書記	阿部	通雄			
総務課庶務 調整担当 課長補佐	池田	直人			

日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
  - 日程第1(議案第31号) 大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
  - 日程第2(議案第32号) 大和市奨学金給付規則の一部を改正する規則について
  - 日程第3(議案第33号) 大和市奨学生選考審査会からの答申及び奨学生の決定について
  - 日程第4(議案第34号) 大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について
  - 日程第5(議案第35号) 大和市スポーツ振興審議会委員の委嘱について
  - 日程第6(議案第36号) 平成20年度大和市教育費補正予算案について
- 7 その他
- 8 閉 会

開会 午前10時00分

書記 田村委員から、大和市教育委員会会議規則第3条に基づき、欠席の届けがございましたので、ご報告申し上げます。

なお、本日、出席委員数は過半数に達しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項により、本会議は成立しております。

鈴木委員長 傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、議事について可否を表明したり、審査に支障を来すことのないよう、申し上げておきます。

ただいまから、教育委員会5月定例会を、開会いたします。

会議時間は正午までといたします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は、4番奥原委員、2番長谷川委員にお願いをいたします。

それでは、教育長の報告をお願いいたします。

山根委員長 20年度がスタートしまして、もはや2カ月がたとうとしております。その間、生涯学習部、教育総務部とも、着々と事業の準備を進めており、各学校においても、修学旅行、運動会、体育祭が始まっております。

今朝の新聞に「緑のカーテン事業」ということで、中央林間小学校の様子が記事となっておりますが、他11校においても行うということです。

また、6月2日には、草柳小学校で、この後事務局から説明がありますが、「放課後子ども教室」がスタートします。

それでは、前会4月24日以降につきまして、ご報告いたします。

5月も総会関係が多くありました。そのうちの、「大和市小学校教育研究会総会」ですが、これは、小学校の教員614名が19部会に分かれ、テーマを決め、年6回研究部会を設けて研究を続けているというもので、最終的には研究の成果を冊子にまとめております。

大和市議会第1回臨時会において、常任委員会等の委員が選任されましたが、議長には中丸孝志議員、副議長には大谷仁議員、文教市民経済

常任委員会の委員長には菊地弘議員、副委員長には堀口香奈議員ということで決定をいたしました。

「関東地区都市教育長協議会」と「全国都市教育長協議会総会」ですが、その中で、近年の特徴の1つとして、文部科学省が学校理解を大分進めているのではないかとと思われるものがありました。

文科省の話ですが、平常時でも、学校はいそがしいという中で、新しい指導要領を実施していく上ではさらに人が必要で、20年度に向けて7,000人を要望したところ、財務省で査定されて、1,000人となったわけですが、文部科学省からするとまだまだ必要であるということでありました。

我々のほうからの質疑もさまざまありましたが、やはり定数改善が主なものでした。これは関東においても、全国においても共通して言えることで、国との共通認識があると言えると思います。

「第31回大和市民まつり」ですが、あいにくの雨でしたが、教育委員会は、ステージ部門ということで、部長をはじめ職員がタオルを持ち、ステージを鑑賞するための椅子を拭いている姿には、打たれるものがありました。

「第28回日本少年少女オープンヨット大会」ですが、渋谷中学校2年生の生徒が、東日本地区大会で優勝し、12日にその報告に来ていただきました。「ヨットをしていて、一番気をつけるのは、風です。」とっていました。

6月にシンガポールに遠征し、11月3日には全国大会ということで、全国大会で良い成績をとると、来年度世界大会ということで、希望に燃えて話をさせていただきました。

今後につきましては、6月6日に、本市の社会教育委員である高橋勝先生が、県の社会教育委員連絡協議会会長表彰を受けられるという連絡も入ってきております。喜ばしいことでもあります。

以上で報告を終わります。

鈴木  
委員長

それでは、ただいまの教育長の報告について、質疑がございましたらどうぞ。

奥原委員。

奥原委員 平成20年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会ですが、私と鈴木委員長、田村委員、長谷川委員と出席をさせていただきました。教育長は、他の公務と重なっていたので、出席できなかったということで、そのときにお聞きしたお話と私が感じたことを、代表して報告させていただきます。

この総会というのは、毎年1回行われておりまして、前半には総会、2部としては講演会、そして3部としては、地域芸能の舞台という順番でした。

本年は、俳優の柳生博さんが講演ということで、簡単に内容を申し上げますと、感受性を育てるというお話でした。

私の中で印象に残ったお話は、代々柳生家には、13歳になると男の子を一人旅に1カ月出すという家訓があるそうで、中学2年生の夏休み1カ月丸々家に一切帰らせず、少々のお金で、毛布1枚を持ってどこでも行ってきなさいというものだそうです。

13歳というのは、多感な時期であり、暴れてしまう子や、引きこもってしまう子もいると言われていますが、それだけ多感ということは、さまざまなものを吸収しやすい時期なので、そういう時期に敢えて家から出して、さまざまな経験をさせて、却って自分を見つめ直す時間を持たせることが必要なのではないかという話でした。

しかし、今のこの時代、13歳だからみんな行ってこいということができるのかというと、残念ながら、難しいのかなと思いました。

それでは、どうすれば、一番多感な時期にさまざまなものを経験し、感じることができ、また、反抗期を、乗り越えることができるようになるかということですが、私は、まず、学校においてできることを考えてみよう、と思いました。

例えば、新学習指導要領では、総合的な学習という時間が減っているようですが、特にこの年齢の子どもたちには、体験型の学習が大切なのではないかと思います。

学校としては、この決められた枠の中で、総合的な学習の時間をフル

に使おうと努力し、市としても、例えば「農場体験」や「緑の学校プログラム」という場をつくって、子どもたちに体験型の学習をさせようとしています。

前回のこの総会でも、「感受性を育てる」ということが言われていました。学力低下が言われ、学力を伸ばすことが強調されていますが、この多感な時期に、学校で豊かな感受性を育てようとするのも非常に大切なのではないかと思います。

鈴木委員長        それでは、ほかに特にございませんでしたら、教育長の報告に対する質疑を終了いたしまして、議事に入ります。

### 議 事

鈴木委員長        日程第1 議案第31号「大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

大澤学校教育課長、細部説明をお願いいたします。

大澤学校教育課長        学校教育法の改正に伴いまして、平成20年4月1日より、小中学校等に主幹教諭を置くことができるようになりました。

主幹教諭の職務は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、児童生徒の教育をつかさどると規定されています。

一方、神奈川県では、組織的、機動的な対応のできる学校運営体制の充実を図るために、平成18年度より総括教諭を設置しています。この総括教諭は、当事、国の主幹教諭制度がなかったために、国庫の算定上給料表の2級扱い、つまり、一般の教諭と同じ扱いとなっておりました。

国は、主幹教諭の導入に伴いまして、今年度より主幹教諭を国庫算定上、3級で行うこととしております。そこで、国は、神奈川県の総括教諭を主幹教諭と同様に国庫算定上3級に位置づけるためには、県の学校管理運営規則及び各市町村の学校管理運営規則において、主幹教諭との関係を明記する必要がある旨の見解を示しました。このことにより、総括教諭と主幹教諭の関係整理のため、県及び各県内市町村において、学校の管理運営規則の改正が必要となりました。

それでは、新旧対照表に基づきまして、説明させていただきます。

まず、第16条の2で、総括教諭と主幹教諭の関係性を明確に示すために、総括教諭を今までは「置く」となっておりましたが、「総括教諭を置き、学校教育法第37条の第2項に規定する主幹教諭をもって充てる」と変更しております。

さらに、第16条の2の2項の削除に関してですが、すでにこの規則の第17条第2項において、「総括教諭は教諭または養護教諭のうちから任命権者が命ずる」規定されていますので、条文を整理するため、この部分については削除いたしました。この2項の削除に伴いまして、項番号が変更されております。

さらに次の項では、「児童若しくは生徒の教育又は養護をつかさどり」という一文を追記しております。これは主幹教諭の職務を明確に示したものであります。

続きまして、第16条の3についてですが、今回の学校教育法施行規則の改正によりまして、主幹教諭が主任等の職務を行う場合には、主任等を置く必要がなくなっております。したがって、第16条の3では主任等は置くべきものということで、主任等には総括教諭をもって充てるということでしたが、神奈川県は総括教諭が主幹教諭として位置づけられることによって主任を置く必要がなくなりましたので、この第16条の3は削除することといたしました。

さらに、別表にありますように、総括教諭の職務内容として、「児童若しくは生徒の教育又は養護をつかさどり」という内容を追加しております。

なお、国庫補助の関係上、第16条の2の改正規定は、平成20年4月1日の施行としております。

最後になりますが、今回の規則改正は、学校教育法の主幹教諭と総括教諭の関係性を明確にするための最小限の改正でありまして、神奈川県及び大和市における総括教諭の位置づけは、従来と何ら変わるものではありません。

鈴木 ただいまの説明について、質疑、ご意見等ございましたらお願いした

委員長 と思います

この主幹教諭という職は、管理職ではないのですね。一般教諭の中の1つのグレードであると考えてよろしいでしょうか。

大澤 神奈川県では、教員の給料表は5級から1級までとなっています。5級が校長、4級が教頭もしくは副校長、ここまでが管理職です。それから3級が総括教諭、2級が一般の教諭、1級が助教諭となっております。

鈴木 委員長 それでは、もう一つ質問ですが、学校訪問をいたしますと、さまざまな事情があることと思いますが、各学校によって総括教諭の位置づけというのが必ずしも同一でないのか、業務分担表などを見ても、学級担任になっているだけで、業務やチームを総括すると定められている総括教諭としての位置づけが、はっきりしていない学校もあるように見受けられます。そうしますと、結局、処遇の問題ということになってしまって、設置の趣旨とは違うのではないかと思います。設けられた以上は、学校の中でのきちんとした位置づけをすることが望ましいのではないかと、と思いますが、いかがでしょうか。

大澤 おっしゃるとおりです。

学校教育 総括教諭については、平成18年度からスタートして、現在、完全配置できたというような状況ですが、鈴木委員長がおっしゃるとおり、まだまだ不十分な点があるかと思います。総括教諭の本当にねらいとしているものを十分生かせるような校内組織、学校運営のあり方というのを、常にこちらも確認しながら、必要に応じて、指導助言をしていきたいと思っております。

鈴木 ほかによろしいでしょうか。

委員長 それでは、質疑、討論を終結いたします。

これから、議案第31号について採決をいたします。

本件の原案に対し、ご異議はございませんか。

(異議なしの声)

鈴木 異議なしということで、議案第31号は可決いたしました。

委員長 続いて、日程第2 議案第32号「大和市奨学金給付規則の一部を改



正する規則について」を議題といたします。

大澤学校教育課長、細部説明をお願いいたします。

大澤  
学校教育  
課長 奨学金の月額を、平成20年度から、7,000円から9,000円  
に増額する改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

規則第3条に規定されている奨学金の月額を7,000円から9,000円に変更しております。さらに、今まで、規則の中に様式を位置づけていましたが、これを別表として位置づけることとしました。なお、第3条の改正規定につきましては、平成20年4月1日の施行としております。

鈴木  
委員長 説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

奥原委員。

奥原  
委員 2,000円上がった背景をお聞かせ願えますでしょうか。

大澤  
学校教育  
課長 給付金の月額に関しては、その年々の状況等にかんがみて、まず昭和49年頃は、3,000円でした。その後、平成2年には7,000円と、段階的に増額をまいりました。その後、平成19年にかけては、7,000円のままでした。その代わりに、給付者数の増員を進めてまいりまして、平成5年が20名の給付対象、平成8年が22名、平成19年度が25名、現在も25名ということになっております。

しかし、現在県立高等学校の授業料月額は、9,600円、定時制は2,600円という現状で、多少差が生じておりましたので、今回は、2,000円を増額いたしました。

長谷川  
委員 今回、申請に関する書類について、様式自体を条文の中から除いて最後に一覧表として明記するという形式上の変更であります。これを機会に現行の申請様式を、資料として拝見したところ、第3号様式の家庭状況調書ですが、家族構成や、家族各々の年間収入の記入以外に、添付資料として、例えば市民税額や、この年間収入を裏づける資料、源泉表の添付などを求めているのでしょうか。

大澤 奨学金の申請は、学校長を経由して、保護者が申し出るという仕組み  
学校教育 になっていますが、そのときに、世帯全員の住民票の写し、また源泉徴  
課長 収票の写しが必要となります。

長谷川 やはり、最近社会全体が経済的に厳しい中で、限られた人数の方に給  
委員 付ということですので、給付中である高校在学中の、経済状況、就学状  
況の報告を上げていただくようなチェックする機能については、記述が  
具体的に見当たらないのですが、そちらについて、ご説明をお願いします。

大澤 給付を受けている生徒の家庭の収入状況ということでしょうか。

学校教育 課長  
長谷川 もう少し具体的に申し上げますと、申請が通ったときと比べて、経済  
委員 状況がよくなった場合はどうするのか、また、就学状況としては、選考  
の規定に品行方正とありますが、その後3年間、高校就学中維持できて  
いるか、という観点で給付の継続や中止を決めることができるのか。条  
文の中での規定が見当たらなかったのもので、教えていただきたいという質  
問です。

大澤 給付規則上は、初年度に審査会で認められ、決定した生徒について  
学校教育 は、基本的には、3年間給付するということとなります。

課長  
長谷川 限られた給付生の人数で、実際その生徒が、さまざまな条件に合致し  
委員 ているのかどうかチェックする仕組みを整備していただけたらと思っ  
ております。

鈴木 例えば、年収の書類を毎年出して頂く、あるいは学校の成績で一定の  
委員長 基準を設け、その後さらに生活困窮度の高い家庭の生徒の申請が出て、  
その生徒と、怠けている者を入れ替えていくというような制度の検討を  
お願いします。

様式についてですが、これは、様式を現状に合わせて細かく変えてい  
くことができるような、弾力的な運用を行うための改正と考えてよろし  
いでしょうか。

井上 長谷川委員のご質問ですが、現行の規則においても、学業成績が著しく低下する、あるいは性行不良といったことが、高校に進学した3年間にあれば、給付を廃止ということも可能です。ただ、その実態把握については、少なくとも高校におけるその生徒の情報をとるという情報収集、連携が必要ですので、課題はあると認識しています。

様式については、委員長のおっしゃるとおりです。

鈴木 ほかにございますか、よろしいですか。

委員長 それでは質疑を終結いたします。

これより議案第32号について採決いたします。

本件の原案に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

鈴木 異議なしということで、議案第32号は可決いたしました。

委員長 それでは続いて、日程第3 議案第33号「大和市奨学生選考審査会からの答申及び奨学生の決定について」を議題といたします。

再び大澤学校教育課長、細部説明をお願いいたします。

大澤 平成20年度大和市奨学生選考審査会が、5月12日に行われました。その中で、家庭状況、学業成績などを総合的に判断しまして、資料にありますように、25名の奨学生と5名の補欠奨学生の答申を得ております。本年度の奨学生の決定について、ご審議をお願いいたします。

鈴木 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましょうか。

委員長 長谷川委員。

長谷川 前回の会議のときに、この候補者名簿と、それから選考いただく方の選考について、こちらで審議させていただきましたが、今回の選考審査会において何か特段、例えば、審査委員の皆さんからのご意見など、この書面以外でご報告を上げていただけるようなことがありましたら、お願いします。

大澤 経済状況を、最優先にということで、審査委員の方には、そこを中心に見ていただきました。また、成績の部分についても含めて、ディスカッションと検討をしながら十分時間をかけて審査していただきました。

特に、報告を必要とする審査上大きな傾向はありません。

長谷川 公のお金をいただくというからには、やはり、厳正な審査が必要であ  
委 員 員 いて、いただく方にとっても、厳正であることは特段失礼ではないと思  
います。

先ほどご回答いただきました、まずは経済状況ということですが、  
「金銭」という数字が一番客観的な審査基準であって、例えば学校から  
の推薦の文書等もありますが、やはり、先生方は、それぞれ推薦する子  
どもにとって良いようにと思うでしょうから、そこは、絶対的な判断基  
準にはならないのではないかと思います。

実際の経済状況だけで、審査をするという状況になっているのであれば、面接を行う、小論文で高校生活への展望を書いていただくなど、直に審査委員の方々に高校生なろうとしている子どもたちの様子というものを、審査の判断基準に入れていただくということもあってもよいのではないかと思います。特に大学生などの奨学金給付については、小論文や、一定の課題が、本人に課される場合がありますので、年毎の更新制度をという提案に加えて、検討していただきたいと思います。

大 澤 学校長からの推薦状は、生徒からの申請をただそのまま出すというこ  
学校教育 とではなくて、家庭の状況とか本人の状況等をよく把握し、学校長とし  
課 長 て、「私の学校ではこの生徒を推薦します」ということになっておりま  
すので、その部分で情報も得られると思います。

山 口 今、鈴木委員長や長谷川委員の言われたとおり、厳正な審査を行うと  
教育総務 という部分では、面接や小論文の実施も含めた検討をさせていただくとい  
部 長 うことにさせていただければと思います。

従前と違う形になりますので、お時間を多少頂くとと思いますが、審査  
について、より厳正にしていくための検討をしたいと思います。

山 根 補足ですが、実際の学校の様子をお話ししておきたいと思います。

教育長 申請が上がってきますと、学校長は、担任からその生徒の普段の様子  
を聞きます。それだけではなく、通常は学年全員の教員を集めまして、  
検討します。その中で、最終的に校長が判断をするという形をとってい  
ますので、校長の考えや判断のみで推薦しているわけではありません。

特に、担任や学年主任などは、その生徒の普段をよく知っているの

で、その段階で、これは到底無理である場合は、その段階で外しますし、判断が難しいものは、そこで協議をしております。

鈴木  
委員長 私、ある奨学財団の選考委員を務めておりまして、全国の高等学校を対象にしている奨学金ですが、実際、学校によって温度差があることを感じています。前会でも議論になりましたが、毎年学生数とか地域ということを配慮いたしましても、非常にたくさん応募のあるところと、相当人数がいると思われるのに、まったく応募がないという学校もございまして、学校の温度差による取り組みの違いが、数字に出てきていないのかということ、委員全員が心配をしております。

学校による紹介だけではなく、市の広報も活用するなど、子どもを抱えている家庭に伝わるような工夫も必要なのではないかと思います。

1つ伺いたいのですが、補欠というのは、途中では再審査の予定はないということでしたが、どういう場合にこの補欠者が受給者になるのかお教え下さい。

大澤  
学校教育  
課長 退学等によって奨学金を受けられなくなった場合が考えられます。そのときは、補欠については、順位がありますから、順位1番の方が給付の対象者となります。過去、平成17年度は3名、平成18年度は2名、平成19年度は3名となっております。

鈴木  
委員長 途中での奨学生の再審査を制度化する場合には、どの時点で補欠を決めるかということも関連してくると考えられます。一番直近の状況で困っている、経済状態の苦しい人に支給するというのであれば、経済状況の把握などもあり、なかなか即応できないと思いますが、そういうことも含めて制度のご検討をいただけたらと思います。

ほかにございますでしょうか。

奥原委員。

奥原  
委員 先ほどの長谷川委員と関連した内容ですが、私も長谷川委員同様、何で高校に行きたいかなど、小論文的なものを課題とすべきではないかと思っはいました。

ただ、中学生のレベルだと、文章のうまい下手によって、判断されてしまうという部分があるかもしれませんので、奨学金の給付を受けると

ということについて、家庭の方に重み、大切さというものも感じていただくためにも、小論文という手法に限らず、その大切さを分かっている姿勢を見せるというのが必要なのではないかと考えています。

先ほどの「補欠」についてですが、今回確かにこの補欠で順番があるというところを見ると、学校側から推薦状を書く際にも、学校としてはこの子が一番必要なのではないかという「順番」というものが、あるのではないかと考えたのですが、いかがでしょうか。

大 澤  
学校教育  
課 長

そういった順位はありませんので、まとめて推薦してきております。

鈴 木  
委員長

今の奥原委員のご意見も踏まえて、先ほどご検討いただけるということでしたので、よろしくをお願いします。

山 口  
教育総務  
部 長

先ほどの在学中のチェックや審査方法の部分については、あわせて十分検討させていただきます。

鈴 木  
委員長

それでは、質疑を終結したいと思います、よろしいですか。

これより議案第33号について採決いたします。

本件の原案に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

鈴 木  
委員長

異議なしということで、議案第33号は可決いたしました。

続いて、日程第4 議案第34号「大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

浜田保健給食課長、細部説明をお願いいたします。

浜 田  
保健給食  
課 長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、条例にて、大和市学校給食共同調理場を設置し、その中に運営協議会を置くことが定められております。また、施行規則におきまして、運営協議会委員につきましても、教育委員会が委嘱するとなっておりますので、委員の委嘱を議題とするものでございます。

この運営協議会委員の任期でございますが、2年と定められていて、平成20年6月1日から平成22年5月31日までの期間です。学

校給食の共同調理場の運営に関する審議、また調査、研究、助言をいただく附属機関でございます。

1枚目を見ていただきたいと思いますが、こちらが今回のご審議いただく12名の委員の候補者の名簿でございます。小学校の校長の代表から2名、中学校の校長の代表から2名、PTA代表といたしまして小中学校から4名の方、また学識経験者ということで、4名ということで、全員で12名でございます。なお、再任いただく方が内6名ということになっています。

2枚目のほうですが、こちらが前任者ということで、現在の委員の皆様方の名簿でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

鈴木  
委員長 最初に質問ですが、例えばここに南林間中学校の校長の名前が載っておりますが、前任者のほうにも載っているわけで、例えばこういう場合には、前も含めて2年の任期になるのでしょうか。それとも今度これで決定されると、これから2年の任期が、ご本人の退職の予定等ということにかかわらず、2年の任期となるのでしょうか。

浜田  
保健給食  
課長 条例では、任期につきましては2年と定めてございます。その後再任は妨げないということになっております。

鈴木  
委員長 任期と定年退職の関係について、明らかに定年退職がわかっている方が、新たに任命されて短い期間で辞められることについて、前々から問題を提起しております。校長会等での役割分担もご説明を受けていますが、定年などを見越して各種委員の任命を調整していくというようなご準備もいただけないものでしょうか。すぐに交代してしまつては、十分なご活躍が願えないのではないかと思います。これは意見です。

奥原  
委員 委員を選出する度にいつも思うのが、男女の比率ですが、確かに校長代表やPTA会長代表という話になると、たまたまその選出元に男性が多ければ、男性が選出される比率が多くなると思ひますし、また女性の場合、少数の場合は、必ず毎回のこの委員になってしまうという負担も大きいと思ひのですが、男女の比率を五対五にする、もしくはそれに

近いに状態にするというのは難しいものなのでしょうか。

浜田 保健給食課長 男女の比率を同じようにするという事は、行政全体でも前々から言われています。十分承知しているわけですが、現状の12名のうち、女性の方については3人ということで、目標は達成されていないわけですが、こちらの運営委員会の委員の皆様につきましては、それぞれの母体になりますところからの推薦をいただくということで、先ほど申しましたように、小学校の校長会のほうから何名、中学校の校長会から何名、PTA連絡協議会から何名というような構成で組ませていただくもので、その中では校長会のほうから、何人の女の方をというようことがなかなかできないのが現状です。

長谷川 委員 私は、選出方法、選出区分について着目させていただきました。資料の中段のほうにPTAの代表ということで小中学校2校ずつより、備考ということですのでPTA会長さんが候補となっていますが、規則の選出区分の日本語をよくかみくだと、「PTA会長」ではなく、「PTAの代表」となっています。PTAというのは、全保護者、各家庭の方々を含むものであって、いわゆる役員になっていない方であっても、特に食についての関心もあるし、会議に出てお役にたきたいという方まで、間口を広げると、そこに家庭の母親、女性が選出されて、まさに私も教育委員になったときにそうだったのですが、素朴な疑問から教育界への問題提起に発展していくという、そういう風景が想像できます。その解釈について、間口を広げた選出をお願いするというのが今後あっていいのではないかと思います。

鈴木 委員長 教育委員会で指定するという事は難しいと思いますが、実際選出を依頼するときに、要請という形で男女比率などを適正化できるのではないのでしょうか。よろしくをお願いします。

ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑、討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決いたします。

本件の原案に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)



鈴木委員長 異議なしというので、議案第34号は可決いたしました。  
続いて、日程第5 議案第35号「大和市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

林スポーツ課長 林スポーツ課長、細部説明をお願いいたします。

林スポーツ課長 本市ではスポーツ振興法の規定に基づきまして、現在10名のスポーツ審議会委員を、平成19年6月1日から平成21年5月31日までの任期で委嘱しております。このうち、前任者の4名がそれぞれ辞任をされ、後任の委員といたしまして、高橋輝久氏、梅月久夫氏、猪倉繁雄氏、内澤建治氏にそれぞれ委嘱をお願いいたしたく、教育委員会の会議でご審議を願うものでございます。

なお、スポーツ振興法の規定に基づきまして、選任に当たりましての市長への協議に関しましては、平成20年5月16日付で同意をいただいております。また、後任の委員の任期につきましては、前任者の残任期間となりますので、平成20年6月1日から平成21年5月31日までの1年間でございます。

鈴木委員長 質問、ご意見等ございましたら、お願いします。

鈴木委員長 市長と協議して市長が既に同意しているということは、具体的な人選ではなく、選出をすること自体について同意しているという意味でしょうか。それとも、ここに挙がっている4名の方について、市長は既に同意されているということでしょうか。

林スポーツ課長 候補者の方につきまして、市長のほうで同意をいただいているということで、スポーツ振興法第18条第4項の中で、選任に当たっては、地方自治体の長に対しての同意を必要とするという規定がございますので、それに従いまして同意をいただいているということでございます。

鈴木委員長 その同意というのは、教育委員会で審議する前に市長が同意する必要があるということですか。

林スポーツ課長 そうです。市長の同意を受けて、それで教育委員会の場でご審議いただき、決定されましたら教育委員会で委嘱という形になります。

鈴木委員長 特にご質問などございませんでしたら、議案第35号について質疑を

委員長 終結いたします。

これより議案第35号について採決をいたします。

本件の原案に対して、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

鈴木 異議なしということで、議案第35号は可決いたしました。

委員長 それでは、ここで日程の追加をいたします。

日程第6としまして、議案第36号「平成20年度大和市教育費補正予算案について」を追加いたします。

それでは、日程第6 議案第36号「平成20年度大和市教育費補正予算案について」を議題といたします。

堀内社会教育課長、細部説明をお願いいたします。

堀内 社会教育 課長 そちらの左の上のところに6月補正資料とございます。まず、補正の理由からご説明させていただきます。

神奈川県が、文部科学省の「スクールソーシャルワーカー活用事業」を受けまして、今年度から学校への社会福祉援助技術者配置事務を行います。この県の事業の委託を受けまして、7月からこの事業を実施することを目途に、補正の予算措置を行いたいというものでございます。

事業の概要でございますが、現在、青少年相談室では、相談員7名、それから心理カウンセラー2名が中心となりまして、相談体制をとっております。この体制に、新たに環境整備面からアプローチする先ほどのスクールソーシャルワーカーを2名新たに配置いたしまして、現在おります心理カウンセラー、相談員と連携をとりながら、家庭環境や地域環境等に起因するさまざまな児童生徒の問題行動に対し、問題解決に向けた取り組みを行っていくというものでございます。

歳入でございますが、事業費は70万円、これが補正の額になりますので、これを歳入で県支出金の中の教育費委託金、スクールソーシャルワーカー事業委託金ということで受けまして、歳出でございますが、社会教育費の中の青少年相談室費の青少年相談街頭補導事業で支出するものでございます。

事業費につきましては、先ほどご説明した70万円で、この大半がス

クールソーシャルワーカー 2名の賃金でございます。金額的には68万3,000円ほどを予定しております。

鈴木 ありがとうございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

長谷川委員。

長谷川 委員 ソーシャルワーカー 2名の配置の時期について教えていただけますでしょうか。

阿部 7月1日からを、予定しております。

青少年  
センター  
館長

長谷川 委員 スクールということで、例えば夏休み期間中について、週1回なので、来ても月4回のことだと思うのですが、この年間34回のうち、夏休み中について、勤務はどのようになるのか、ご説明いただけますか。

阿部 青少年  
センター  
館長 スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校に配置をするということではなくて、青少年相談室に配置を予定しております。したがって、その2名の方については、青少年相談員室に配置して、それぞれ学校へ赴くなり、あるいはその学校の中での子どもたちの家庭訪問等を想定しております。夏休みについても同様でございます。

奥原 委員 今回6時間勤務となっておりますが、その内訳は、何時から何時までとなっているのか、教えてください。

阿部 現在考えているのは、9時から16時まででございます。

青少年  
センター  
館長

熊谷 生涯学習  
部長 補足をさせていただきたいと思います。非常勤職員ということになりますと、教育委員会から辞令が出ます。そうしますと、今委員がご質問のように、勤務時間ということも、雇用条件ですので、辞令の中に9時から16時までと明記されるかと思えます。

しかしながら、今回のソーシャルワーカーは、家庭まで訪問して実態調査、その子のための行動を起こしていただきますので、勤務の割り振りの中ではそのケースに応じて、例えば午後から夜までの勤務など、相談室長との協議の中で、勤務の割り振りをかえるとか、現実にはそういったこともあろうかと思しますので、勤務時間即現実の対応時間とはならないかなと、想定してございます。

鈴木委員長　このソーシャルワーカーの活動については、文科省が決めたというご報告がございましたが、経費は、県が負担するというのでしょうか。市としては、お金を負担する必要はないと、理解すればよろしいのでしょうか。

阿部　そのとおりでございます。

青少年  
センター  
館長

熊谷　国庫補助金が県へ支給され、県の支出となっています。

生涯学習  
部長

鈴木委員長　ほかに質問、ご意見等ございませんでしたら、質疑を終結いたしますが、よろしいでしょうか。

これより議案第36号について採決をいたします。

本件の原案に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

鈴木委員長　異議なしということで、議案第36号は可決いたしました。

その他

鈴木委員長　続きまして、その他に入りたいと思います。各課で報告事項がございましたら、順次報告していただきたいと思います。

中村指導室長。

中 村  
指導室長

私のほうからは、平成20年度学校評議員の委嘱状況につきまして、ご報告させていただきます。

各小学校、中学校から4月末までに、評議員の推薦をいただいております。現在、学校ごとに学校長を通して、委嘱状を評議員の方にお渡ししております。本年度の学校評議員の人数は、小学校105名、中学校45名で、前年と比較しますと小学校で1名の増になっております。男女の割合は、昨年同様小中学校ともほぼ2対1となっております。

選出母体につきましては、青少年団体、福祉団体等が小中学校とも一番多く、続いてPTA関係者や自治会関係者となっております。青少年団体及び福祉団体の方には、青少年相談員、民生委員、児童委員、保護士、社会福祉協議会関係の方で、小学校で32名、中学校で17名になっております。

今年度新たに評議員となられた方の数ですが、小学校で29名、中学校では4名で、合わせまして32名となっております。新しい方が全体に占める割合は22%、約2割の方が新しくなっております。なお、本年度は6名の方が小学校と中学校の評議員を兼任されております。

以上が今年度の学校評議員の委嘱状況です。

続いて、昨年度の学校評議員の活動状況について、2点ご報告させていただきます。

1点目は、評議員会などの開催回数です。

全体会は、各学校とも2回から3回という学校が多く、個人では、学校行事の際に案内を出し、学校の教育活動を実際に見ていただいている学校が多く、地域の行事や学校行事などの機会に話し合う場を設けたり、あるいは、学校に来ていただき、ご意見をいただいているということが見られます。

2点目としては、具体的な協議内容の要点を申し上げたいと思います。

協議内容としては、学校教育目標に始まり、学校経営方針、教育計画、学校の現状報告、そして課題などさまざまな事柄について協議されているわけですが、その中で昨年度は、学校評価結果の報告や防犯につ

いての取り組み状況が多くありました。特徴としては、一昨年同様、小学校の登下校の安全対策や学校地域の防犯対策など、子どもたちの安全、安心にかかわる協議が多くありました。中学校では、生徒指導上の課題や進路指導についての協議が多くありました。また、小中学校とも保護者や生徒に学校の教育活動に関するアンケートを実施した結果を、学校評価として提示し、それを資料として協議を行っている学校が、徐々に多くなっております。学校評価の大切さが言われている現在、真摯な取り組みとして評価しております。また、学校評議員の方への報告や協議だけでなく、期待する子ども像について、評議員の方が、学校だよりを通じて、保護者へ配信する取り組みなどを行っている学校がありました。総じて、それぞれの学校において有効に学校評議員制度が活用できているものと受けとめております。

鈴木  
委員長

特にご意見などございますか。

ないようですので、それでは、次に行きたいと思います。

小方生涯学習センター館長。

小方  
生涯学習  
センター  
館長

「第22回桜丘学習センターまつり」が、5月31日土曜日10時から16時、1日の日曜日10時から15時で行われます。テーマは「つどい、かたらい、ふれあい」でございます。

内容といたしましては、書道、手相鑑定、模擬店、水墨画、絵手紙、洋裁、裂画、水墨画、藤の手芸、健康体操、管弦楽器コンサート、詩吟、合唱、ダンスパーティー、気功、大道芸、バレエ、ジャズダンスなどです。

主催は、大和市桜丘学習センターまつり実行委員会と桜丘学習センターで行います。委員の皆さんもお時間がありましたら、ぜひご参加していただければと思ひまして、ご報告をいたしました次第でございます。

鈴木  
委員長

ご意見、ご質問ありますか、よろしいですか。

それでは、次へ移らせていただきます。

続きまして、小方生涯学習センター館長。

小方  
生涯学習

「平成20年度第1回大和市生涯学習推進協議会」が、20年5月29日木曜日、生涯学習センターで開かれます。これにつきましては、委

センター  
館 長 員の委嘱を行い、「第3次大和市生涯学習計画の効果的推進のために」ということで、18年度、19年度の提言について報告する予定です。

この推進協議会でございますが、豊かな心を育てる生涯学習社会の確立を目指しまして、その具体的な方策を明らかにするとともに、市民一人一人が、生涯にわたって主体的に学ぶことができる環境づくりを推進することを目的として、設置されております。

推進協議会の委員の定数ですが、15人以内としておりまして、委員は教育長が委嘱することとなっております。任期につきましては、1年でございます。

資料に委員のメンバー表がついていますが、今年度は10名です。任期につきましては、20年5月1日から21年4月30日、公募による市民は2名、残りの8名につきましては、各関係機関からの推薦をいただいた方たちで構成をしております。

平成19年度と18年度の提言につきましては、後ほどご覧下さい。

鈴木  
委員長 ご意見あるいは質問はございますか。

長谷川  
委員 長谷川委員。

鈴木  
委員 「提言」ということで、大分細かな内容で上げていただいておりますが、今までも平成18年度、19年度分と提言をいただいて、こちらの具体的な内容について、実は教育委員会では付議事項ではないということもあって、今まであずかり知る機会がありませんでした。この中で教育委員会として、提言に即して何かしら拡大修正等、事業として反映部分があるのかどうか、教えていただきたいと思っております。

鈴木  
委員長 関連しまして、生涯学習推進協議会というものと、例えば社会教育委員というものを比べてみると、生涯学習推進協議会というのは、もう少し包括的で、社会教育も含めて全体にかかわるような感じを持ちます。その一方で、社会教育委員の委嘱については、この教育委員会の議案として審議をするという形になっておりますが、こちらについてはそういうことがなく、今長谷川委員からもご指摘があったように、平成18年と19年の提言などにつきましては、今回初めて拝見しましたので、その辺が法規定などとの関係で、位置づけがどのように違うのか、この場

での審議とどうかかわってくるのかというようなことについて、最初にご説明いただいてから、長谷川委員の質問に対してお答えいただければと思います。

小 方 社会教育委員のほうにつきましては、ある程度法的な位置づけという  
生涯学習 部分がございまして、この推進協議会は、総合計画を補完するために生  
センター 涯学習計画があり、この生涯学習計画を具現化していくためという位置  
館 長 づけです。

長谷川委員のご質問ですが、提言を受けた部分はどのようにしているのかということですが、市役所全体から選任されたメンバーで構成される生涯学習推進調整会議というものを設けております。これにつきましては、生涯学習部長を議長とし、企画政策課長を副議長として、その他、生涯学習に関する関係各課をすべて招集したものです。その場におきまして「提言」を発表し、生涯学習を自治体全体の中でやっていきたいと思いますという趣旨で進めております。

具体的に言えば、「出前講座」という事業は、生涯学習部が取りまとめていますが、市民の皆さんが何か聞きたい、学びたいということがあれば、市の行政機関の関係セクションに調整をしまして、講師を派遣し、生涯学習をできるだけ推進していくというものです。

計画面においては、第3次生涯学習計画を具現化するために毎年委員を募って、その中で提言をいただいています。さらに、その提言を受け、年に1度関係課長を集めまして、議論をして事業などに反映していく形で進めています。

鈴 木 長谷川委員、よろしいですか。

委員長

長谷川 昨年、一昨年のもを読み返すと、市の生涯学習が変わってきている  
委 員 などという、いい意味でこの提言が反映されている形を受け取ることが  
委員 できるので、付議事項にはなっていないということではあります。今後  
委員 このことについては、ご報告挙げていただくか、もしくは協議会との意見  
委員 交換についても、検討していただきたいと思います。

この推進協議会と社会教育委員との位置づけについて、再度もう少し



教えていただけますでしょうか。

熊谷  
生涯学習  
部長

社会教育委員は、社会教育法及び条例の規定に基づいて設置しております。その中で、大和市の社会教育を進めていくうえで、社会教育委員会に期待をお願いしているのは、各社会教育団体、体育系も含めて、法的かつ義務的なものについて、意見を聞く必要があるものについての意見聴取というところです。そのうち代表的なものとしては、毎年5月、6月に補助金を支出する前に意見を聞くというところがございます。

補助金関係以外には、社会教育関係事業、イベント、そういったものについてのご意見を拝聴してきました。また、放課後子ども教室についての協議をお願いして、建議もいただいています。そういった役割を期待しながら、社会教育委員会議の皆さんにはご活動いただけてきたということがあります。

これから第1回を開く大和市生涯学習推進協議会ですが、「生涯学習基本構想」が、平成7年に策定され、その中で、社会教育団体など市民代表によって構成される組織を設置し、それに符合して「庁内の会議」をつくっていく、という構想が示されました。この構想を受けて動いていた組織が、この生涯学習推進協議会でございます。この推進協議会については、ずっと動いてきたのですが、ここで18年度、19年度の提言をご披露しました。これは、市全体の総合計画の後期の基本計画に合わせて策定した第3次生涯学習計画の具現化についての提言でございます。この提言については、従前にご披露申し上げてはございませんでした。小方館長としては、積極的な情報提供ということで、ここで報告申し上げた次第であります。

ただ、平成19年度分の提言を受ける「庁内の会議」を、開催しておりません。ですから、今後については、この提言を受けて、学習センターはどのように動いていくのかというところを、夏前にはまとめて、「庁内の会議」に投げかけまして、年度前にできるものはやっていきます。来年度予算措置が必要なものについては、それに向けて準備をすると、そういった方向で動いていきたいと思っております。

それとあわせて、県においても、生涯学習審議会というものがあります。以前、社会教育委員会議を設置していたようですが、団体に対する補助金を出していない等の事情もあり、現在は、生涯学習審議会のほうが実際動いているようでございます。

私どもとしても、社会教育委員会議と生涯学習推進協議会のすみ分け、あるいはその合体というようなことも、ご指摘があったように考えなければいけないと、認識しております。

鈴木  
委員長

生涯学習の位置づけは、去年の組織改正においてもそうでしたが、さまざま議論を含むものと思います。組織上の位置づけが変わりましても、教育問題と非常にかかわることは、間違いありません。教育委員会の付議事項は、法律や規則の変更に伴っての必然的な字句の訂正というようなものが比較的多いわけで、むしろ、「教育のあり方」ということでは、教育長のご報告などについての質疑や意見交換のほうが、実質的に意味が大きいように受けとめています。法律的な位置づけということもありましょうから、何でも付議すべきということではありませんが、平成18年度と19年度の提言を今ごろ伺うというのも、少し違和感もあります。提言の内容を拝見しましたところ、生涯学習の基本的な政策についての事項に触れていますので、今後は、できる限り情報を出していただいて、私どもの意見も聞いていただければと、思っております。

それでは、次に阿部青少年センター館長、お願いします。

阿部  
青少年  
センター  
館長

それでは、放課後子ども教室推進事業につきまして、報告させていただきます。

今年度、放課後における子ども達の安全、安心で、かつ健やかに過ごせる居場所づくりといたしまして、6月2日から試行的に草柳小学校において実施いたします。事業名としましては、愛称として「草柳っ子放課後広場」ということで進めてまいります。

運営方法につきましては、運営委員会と安全管理委員等で子どもたちの放課後を見守ってまいります。運営委員会の構成につきましては、地元自治会の代表者の方2名、小学校のPTA会長1名、安全管理員等2名、草柳小学校の校長、そして教育委員会の関係各課3名の9名で構成

されております。安全管理員につきましては、安全管理員と学習アドバイザーからなるということで、名称は「パートナー」と呼びまして活動していただくということで、現在、10名の方の登録がございます。

事業概要ですが、対象児童としましては、草柳小学校1年生から6年生。そして、開設日でございますが、授業のある日の月曜日と水曜日で開催いたします。開設時間につきましては、6月、7月、9月は放課後から午後5時まで、そして10月から3月につきましては、放課後から午後4時までといたします。活動場所といたしましては、校庭、体育館、児童会室でございますが、校庭につきましては、ドッジボール、縄跳び等を行っていただきます。また、体育館につきましては、ドッジビー、あるいはドッジボールということでボールを用意しております。また、児童会室につきましては、トランプ、あるいはお絵かき等室内で遊べる用具を用意してまいります。参加費用でございますが、無料でございます。

なお、子どもたちの安全を期するために保険に加入します。対象といたしましては、教室の開設時間内のけがや事故、そして教室に参加するための経路往復でのけがや事故でございます。

お手元にチラシといたしまして、保護者版、そして子どもへの配布のチラシということで添付させていただいておりますが、これは既に草柳小学校の児童保護者の方に配布してございます。

長谷川 委員      こちらは、平成20年度の予算のときに質問させていただきましたが、人件費以外に、今回モデル的な試行ということで、それ以外の何か物的に必要なものが出たときの予算は、どのぐらいついていましたでしょうか。

阿部 館長      予算につきましては、総額223万5,000円でございます。賃金で147万4,000円、報償費で5万6,000円、需要費で20万2,000円、役務費で24万9,000円、備品購入費で25万4,000円でございます。

当初分として、用具等をそろえております。ただ、若干予算もございませぬので、今後の対応として、子どもたちから要望等があれば、対応し

ていきたいと、考えております。

長谷川 委 員  
まさに、実は私の家庭がこの学区なもので、楽しみでもあり、今から、あれはどうするのだろう、これはどうするのだろう、という心配や想像が、幾つもあります。

「その場に行って名前を書いてから遊ぶように」というきまりについては、子ども達が沢山きてくれたときに、ここに来てちゃんと名前を書いて遊んでいる子と、そのまま一緒に集団に入ってしまった、遊んでしまった子との区別に何か目印が必要なのではないかということが、一つ浮かびました。

また、携帯電話で、教室の開催時間中に何か問い合わせや緊急連絡をしたいときに、家庭から携帯電話でパートナーの方に連絡がつけられるようになっていますが、これはどのぐらいの頻度で電話がかかってくるのか、最初のうちは心配ですぐにかけてしまって、1回線で足りなくなったらなど、始まってから判明するという部分が非常に多いと思いますので、予算についても、後々から必要になってくるものがあるのではないかと想像しております。私も自分の子どもの様子を見にいきながら、拝見させていただきたいと思います。

鈴木 委員長  
この場合には、草柳小学校の児童に対象が限られているので、学校の校舎を使って開催するということですが、この放課後子ども教室事業は、例えば私立の学校が手を挙げてきた場合、事業として実施する可能性はあるのでしょうか。例えば、幼稚園は園舎が午後は大体空きますので、これを有効活用しながら地域に役立とうとか、そういう形で手を挙げてきたといった場合、あるいはこれは、お寺や教会というような宗教団体が手を挙げてきたような場合には、そのような団体が、教育委員会と連携をとりながらこのような事業をすることが可能なのでしょうか、もしくは難しいものなのか、教えていただけますでしょうか。

阿部 青少年センター館長  
子どもたちの安全な居場所づくりという観点から、そういった場所でも対応は可能なのではないかと、考えております。今回は、試行的ということでございますので、例えば曜日の拡大といったことも含めながら、十分検証し、今後の考え方を定めていきたいというふうに考えてお

ります。

熊谷 生涯学習  
部長 今委員長がおっしゃっていますのは、草柳小学校の子どもが例えばほかの施設などで遊ぶ、あるいは施設の相互乗り入れといったご質問でしょうか。

鈴木 委員長 地域の役に立ちたいという意向で他の団体など手を挙げてきたときに、宗教団体ですと、一定の条件や配慮を要すると思いますが、例えば幼稚園などでも、少子化で、施設や余裕ができてくると、役に立つことができるのではないかとということです。例えば、今ご説明にあったような予算が、公立の側で不足したときに、補助金という枠内での団体の活用が可能なのかということです。

熊谷 生涯学習  
部長 そうしますと、放課後子ども教室的な形態以外に、各学校に今児童ホーム、児童クラブというふうに名称が変わりましたが、そういった形で民間に委託しているところと、ないところがございますので、お互いに知恵を出し合って、放課後児童対策に効果があるものであれば、十分新しい形態が考えられると思います。ただ、ご心配の点を除きながらやることがまず前提になろうかと思えます。

鈴木 委員長 ほかにございますでしょうか。  
事務局から何かございますか。委員のほうから何か。  
長谷川委員。

長谷川 委員 お手元に「かながわの学びづくり」というプリントがあると思いますが、数日前に、神奈川県検証改善委員会という組織から出されているもので、昨年度の私どもの学校訪問のテーマとほぼ同様のテーマをこちらの検証委員会が提言として出しているということで、こちらの方が一歩先を行っているのではないかとということで、お伝えしたく、資料としてお出ししました。

裏面のほうには、本県での現状や今後の学校における目標などがありまして、県の捉え方と、大和市の私たちが実際に各学校で話を伺ったのと多少の差があることもわかりまして、非常に興味深い資料を学校から配布されてきましたので、ご報告した次第です。

## 閉 会

鈴 木            ありがとうございます。

委員長            それでは、ほかはないようでございますので、6月の定例会の日程をお知らせして終わりたいと思います。

                    6月の定例会は、6月26日木曜日午前10時からを予定しております。

                    それでは、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会5月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前11時53分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成20年5月22日

署名委員

署名委員

書 記